

潮風を感じて.....

ましけ町

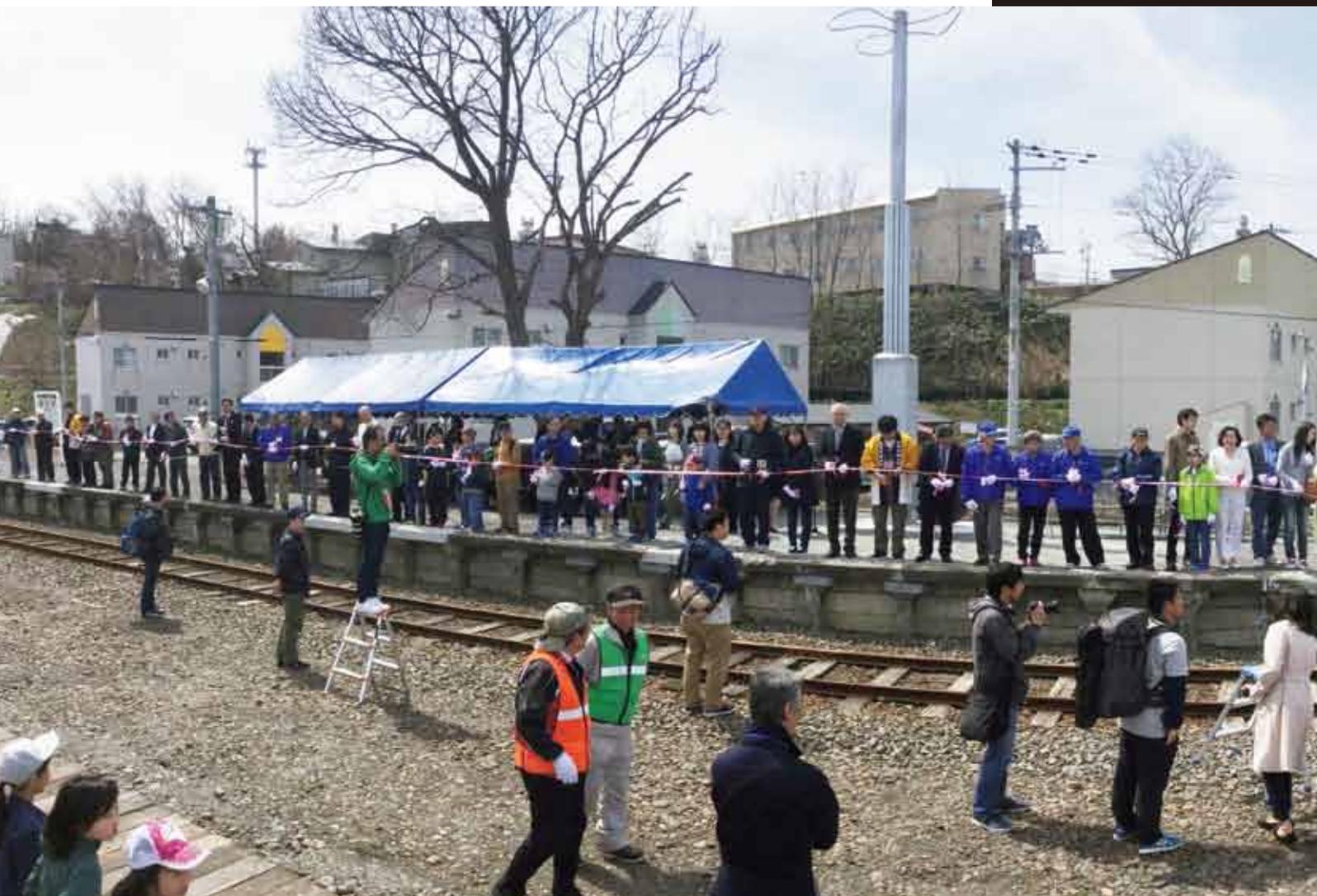
議会だより

あなたと議会をむすぶ



雄冬海岸

発行 / 増毛町議会 編集 / 議会広報特別委員会
〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地 TEL/53-1311



第1回定例会

平成29年度一般会計ほか5会計補正予算可決	2~3P
各議員の賛否一覧	4P
平成30年度各会計予算等審査特別委員会開催	5~7P
町長からの行政報告	8P
一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』	9~21P
議会のうごき、編集後記	21P



第153号

平成30年 5月 7日

平成30年度増毛町各会計予算を可決

平成29年度一般会計外5会計補正予算を可決 教育長に佐藤敏治氏を再任

増毛町議会は第1回定例会を3月6日から16日までの11日間で開催され、初日には一般会計ほか5会計の補正予算関連議案が提案され、原案どおり可決しました。

また、新年度の町政執行方針、

教育行政執行方針が示され併せて各会計予算と関連する条例案等などが提案され、議会は予算等審査特別委員会を設置し、慎重な審議を行った結果、いずれも原案どおり可決しました。

平成30年 第1回定例会

3月6日～16日開催

条例の改正

◆増毛町特別会計条例の一部を改正する条例

埠頭用地に関係する経理を特別会計で行うために改正しました。

今回の改正により、増毛町港湾整備事業特別会計が新しく創設されました。

一般議案

◆教育長の任命

本年3月31日で任期満了となる佐藤敏治氏の再任に同意しました。

補正予算

今定例会では、平成29年度の一般会計のほか、4特別会計、1企業会計について、予算補正の提案があり、いずれも原案どおり可決しました。

提案された補正内容は、表のようになっています。

平成29年度 補正予算概要

主な補正内容について説明しています。
千円以下の端数については省略しています。

一般会計

歳入歳出 **370**万円の増額
総額 **49億 5,228**万円に

歳入

町税（町民税など）	784万円増
地方消費税交付金	500万円増
自動車取得税交付金	500万円増
地方交付税	219万円増
社会福祉施設費負担金	265万円減
町債	520万円減

歳出

燃料費（町全体で）	925万円増
農業農村整備事業負担金	922万円減
除雪業務委託料	2,150万円増
繰出金	
観光施設事業特別会計	64万円増
診療所事業特別会計	279万円増
介護保険特別会計	1,653万円増
公共下水道事業特別会計	105万円減

会計ごとに補正額の大きなもの、注目すべき事案について、説明します。

◆一般会計

歳入歳出ともに、370万6千円が追加（増額）されました。歳入は、町民税や固定資産税などの町税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税の追加と社会福祉施設費負担金、町債の減額が主なものです。

歳出は介護保険特別会計への繰出金、除雪業務委託料、燃料費の追加と農業基盤整備事業に

関連する農業農村整備事業負担金の減額、そのほかは年度末の決算見込みに伴う調整が主な内容となっています。

◆国民健康保険特別会計

歳入歳出ともに、793万7千円が減額されました。

歳入は国からの補助金と共同事業交付金が追加され、道からの補助金と財政調整基金からの繰入金が増額されました。

歳出は、共同事業の拠出金が減額され、ほかは事業の財源調整となっています。

国民健康保険特別会計

歳入歳出 **793** 万円の減額
 総額 **7億 4,633** 万円に

歳入

国からの財政調整交付金…… 2,551 万円増
 道からの財政調整交付金…… 4,678 万円減
 共同事業交付金…… 4,384 万円増
 財政調整基金からの繰入金… 3,051 万円減

歳出

高額医療費共同事業拠出金… 248 万円減
 保険財政共同安定化事業拠出金… 544 万円減

観光施設事業特別会計

歳入歳出 **64** 万円の増額
 総額 **5,389** 万円に

歳入

一般会計からの繰入金…… 64 万円増

歳出

温泉施設燃料費…… 20 万円増
 温泉施設清掃手数料…… 20 万円増
 スキー場臨時職員等賃金… 42 万円減
 スキー場燃料費…… 46 万円増
 スキー場食事材料費…… 23 万円増
 消費税納付金…… 3 万円減

診療所事業特別会計

歳入歳出 **520** 万円の減額
 総額 **2億 695** 万円に

歳入

市街診療所診療報酬収入… 570 万円減
 市街診療所一部負担金収入… 120 万円減
 一般会計からの繰入金…… 279 万円増

歳出

市街診療所施設管理費…… 192 万円減
 医療用機械費・医薬品材料費…… 315 万円減

介護保険特別会計

歳入歳出 **472** 万円の増額
 総額 **9億 1,198** 万円に

歳入

国・道からの介護給付費負担金…… 89 万円増
 国・道からの調整交付金等補助金… 63 万円増
 支払基金交付金…… 113 万円増
 居宅・施設介護サービス収入… 1,041 万円減
 一般会計からの繰入金… 1,653 万円増

歳出

施設介護等保険給付費負担金…… 275 万円増
 施設介護等サービス事業費…… 98 万円増

◆診療所事業特別会計

歳入歳出ともに、520万円千円が減額されました。歳入は、診療報酬収入と一部

◆観光施設事業特別会計
 歳入歳出ともに、64万6千円が追加（増額）されました。歳出では、温泉施設の燃料費と手数料、スキー場の燃料費と食材費の追加、臨時職員の人件費と消費税納付金を減額し、その財源として一般会計より繰入れをしました。

◆介護保険特別会計

歳入歳出ともに472万円が追加（増額）されました。歳入は、国や道、支払基金からの介護給付費負担金や各種交付金の追加と施設介護給付費や

負担金等の決算見込みによる減額と一般会計からの繰入金を追加しました。歳出は、決算見込みによる職員人件費などの市街診療所施設管理費と医薬品や医療機械等の医薬費を減額しました。

◆公共下水道事業特別会計

歳入歳出ともに9万4千円が減額されました。歳入では下水道使用料の追加と一般会計からの繰入金、町債

施設介護サービス自己負担などのサービス収入の減額が主な内容となっております、その財源として一般会計からの繰入金を追加しています。歳出は、保険給付費負担金とサービス事業費の追加が主なものとなっております。

公共下水道事業特別会計

歳入歳出 **9** 万円の減額
 総額 **2億 6,418** 万円に

歳入

下水道使用料…… 116 万円増
 一般会計からの繰入金…… 105 万円減
 公共下水道整備事業債（町債費）… 10 万円減

歳出

下水道管理費…… 9 万円減

の減額、歳出では下水道管理費を減額しました。

平成30年第1回定例会 審議した議案と各議員の賛否

番 号	事 件 名	議員名 (議席順)										議決結果
		酒井倫明	土橋文夫	大井紀美恵	松倉清道	菅原幸弘	小田 緑	飛内真吾	西山 征二	豊田 敏巳	岩崎 俊一	
議案第2号	増毛町特別会計条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第3号	平成29年度増毛町一般会計補正予算(第7号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第4号	平成29年度増毛町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第5号	平成29年度増毛町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第6号	平成29年度増毛町診療所事業特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第7号	平成29年度増毛町介護保険特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第8号	平成29年度増毛町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第9号	増毛港湾施設の貸付けについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第10号	特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第11号	増毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第12号	増毛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第13号	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第14号	増毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第15号	増毛町さくらますスモルト化施設指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第16号	増毛ヘリポートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第17号	増毛町手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第18号	増毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第19号	増毛町介護保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第20号	増毛町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第21号	増毛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第22号	増毛町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第23号	増毛町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例を廃止する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第24号	増毛町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を廃止する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第25号	平成30年度増毛町一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第26号	平成30年度増毛町国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第27号	平成30年度増毛町観光施設事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第28号	平成30年度増毛町診療所事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第29号	平成30年度増毛町介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第30号	平成30年度増毛町公共下水道事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第31号	平成30年度増毛町後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第32号	平成30年度増毛町港湾整備事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第33号	平成30年度増毛町水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第34号	平成30年度増毛町簡易水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第35号	平成30年度増毛町砕石事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第36号	増毛町教育長の任命について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意

議長

※○は賛成、×は反対、欠は欠席、除は地方自治法第117条の規定による除斥、「議長」は議長のため採決に加わらなかった。

※議案第9号から第35号までの27件の議案については、平成30年度増毛町各会計等審査特別委員会へ付託し、審査した結果の報告を受けて、採決したもの。

平成30年度増毛町各会計予算等審査特別委員会開催

平成30年度一般会計・7特別会計・3企業会計予算を審議
新年度関連議案も合わせて3月6・15～16日の3日間で審議

増毛町議会は町側より提案された、平成30年度に係る各会計の予算案やそれに関連する条例改正など、全部で27件の議案

を審議するため、通例により特別委員会を設置し、委員長には飛内眞吾氏を、副委員長には酒井倫明氏を選出し、3日間の日程

で委員会を開催した。

活発な質疑を行い、最終的に原案どおり決定することを決め、閉会した。

条例の制定・改正

★特別委員会で審議された内容を個別にお知らせします。また、委員会の質疑内容も抜粋してお知らせします。

★各会計の予算内容は既に増毛町広報で周知されているので省略します。

◆特別職の職員で非常勤のもの
の報酬等に関する条例の一部を
改正する条例

平成15年度に財政状況の悪化、財政改革を行い改定したのちに
見直しを行っていなかった農業
委員の報酬を、他市町村の状況
を考え合わせ改めるもの。

◆町職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例

雇用保険法の一部改正に伴い、
地方公務員の育児休業等に関する
法律などが改正されたことに
伴う改正。

◆長期継続契約を締結すること
のできる契約を定める条例の一
部を改正する条例

条例で定めていた長期に継続
して契約する印刷物の購入見込
みがないため改正。

◆増毛町特定教育・保育施設及
び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、
保育等の総合的な提供推進に関
する法律の一部改正に伴う改正。

◆増毛ヘリポートの設置及び管
理に関する条例を廃止する条例

別荘地区に整備した増毛ヘリ
ポートを平成30年3月末で廃止
するための条例の制定。

◆増毛町手数料条例の一部を改
正する条例

地方公共団体の手数料の標準
額が3年ごとに見直され、消防
法に基づく危険物の貯蔵所の設
置許可の申請に対する審査等に
係る手数料の標準額が改正され
たことに伴う改正。

◆増毛町国民健康保険条例の一
部を改正する条例

国の制定する国民健康保険法
が改正されることに伴い、都道
府県単一化関連の字句や名称等
の変更や追加が生じるため改正。

◆増毛町介護保険条例の一部を
改正する条例

第7期計画に係る3年に一度
の見直しにより、平成30年度か
ら32年度までの3年間における
介護保険料を改定するため改正。

◆増毛町指定地域密着型サービ
ス及び指定地域密着型介護予防
サービスの事業の人員、設備及
び運営の基準等に関する条例の
制定

◆増毛町指定居宅介護支援等の
事業の人員及び運営の基準等に
関する条例の制定

◆増毛町指定介護予防支援等の
事業の人員及び運営の基準等に
関する条例の制定

◆増毛町指定地域密着型サービ
スの事業の人員、設備及び運営
等の基準に関する条例を廃止す

る条例

◆増毛町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を廃止する条例

国の定めた各介護サービスの基準等を定めた省令が改正されたため、既存の基準等を定めていた2条例を廃止し、新たに各介護サービスの基準等を定める条例を制定するもの。

その他の一般議案

◆港湾施設の貸付け

増毛漁業協同組合外から29年度より引き続き港湾施設内の固定施設、敷地の使用申請があり、30年度も貸付けするもの。

◆増毛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更

計画に記載されている事業費の変更と、当初計画していなかった増毛中学校給食備品購入事業を追加するために計画の変更をするもの。

◆増毛町さくらますスモルト化施設指定管理者の指定

現在指定している管理者の指定期間が満了するため、一般社団法人留萌管内さけ・ます増殖事業協会を指定管理者とするもの。

委員会質疑内容

委員会での各委員からの質疑の内容を答弁と併せて掲載します。(内容は抜粋及び要約)

●地方交付税

▽菅原委員 前年度と比較して約9400万円の大減となっており、一部を財源留保しているが、その金額はいくらか。また、使途はあるのか。

▼企画財政課長

財源留保した金額は3995万円になり、地方交付税は地方財政計画で見込んだ数字を基礎に算定しているが、今現在、まだ不明確な状態なので、分かる範囲内で積算をし、歳入、歳出の差額分を財源留保した。

●保育料等の無償化

▽松倉委員 保育料等を無償化したことに新年度の影響額は。

▼福祉厚生課長 保育所保育料は、29年度の実績から想定すると約920万円の減収となる。

▼総務学校課長 幼稚園使用料と預り保育料を合わせて、29年度より約96万円の減収を見込んでいる。

●公営住宅料

▽菅原委員 公営住宅料滞納繰越分として、78万円ほど計上されているが、実際の滞納額はいくらか。件数は何件か。

▼建設課長 29年2月末現在の状況で、未納額が約121万円、

収納率は41・07%、件数は8件となっている。

●健康寿命延伸人材育成事業

▽松倉委員 「ら・さんて」をはじめとした健康寿命延伸人材育成事業は、有効な施設・事業と考えるが、国からの補助・交付金が終了する、次年度以降はどのように考えているのか。

▼町長 本事業は30年度までとなつていますが、現在のままではなく、事業内容や人員も見直しながら継続して進めていきたい。

●基金繰入金について

▽菅原委員 各基金から合計で4億4540万円と多額な繰入金となつているが、その使途は。

▼企画財政課長 廃線に伴うJRからの寄附金を原資とした地域振興基金は駅前活性化事業と旧富田屋の取得経費として使用。

公共施設整備等基金は、公共施設のトイレの洋式化、宿泊施設の改修、南暑寒2丁目団地の補助対象とならないものへの充当と温水プールの改修工事へ使用。

頑張れ増毛応援基金は、保育料等の無償化をはじめとした子育て支援や花いっぱい運動などの住環境保全事業など、継続・新規事業37件へ使用。

JR留萌線代替輸送確保基金は代替輸送業務委託料への使用を予定している。

● 防災関連について

▽松倉委員 防災消耗品等の予算が昨年度より増額されているが、どのようなものを購入予定か。

▼総務課長 防災消耗品として、防災の日訓練等にも使用可能なパトロールベスト100着と、以前に購入しているヘルメットを更に50個購入を予定している。
▽松倉委員 デジタル防災無線業務実施設計委託料が計上されているが、その全体像は。

▼総務課長 実施設計の段階なので、デジタル行政無線が良いかも含めて検討する。工期や整備費、単年度事業か複数年事業となるかも含めて、設計を委託する予算となっている。

● 交通安全推進費

▽菅原委員 高齢者運転免許自主返納支援金が30年度も計上されているが、29年度の実績は。

▼町民課長 30年2月末までの実績は、免許返納者が20人、金額で約71万円となっている。

● 自主研修事業補助金

▽酒井委員 自主研修事業補助金とは、どのような事業に対する補助金なのか。

▼総務課長 職員が自主的に、その資質向上や知識、技能を習得するために行う研修に対し、交通費・宿泊費・研修会等への参加費など対象経費の2分の1を助成する、30年度からの新規事業となっている。

● 不妊治療助成について

▽松倉委員 不妊治療助成金の具体的な内容と周知方法は。

▼福祉厚生課長 一般不妊治療費及び特定不妊治療費に対する助成金で、北海道の助成事業を補完する内容となっている。周知方法は、町広報や町公式ホームページを通して周知を行っている。

年度中に申請件数が増えた場合は、随時、補正予算で対応したい。

● 産業活性化支援事業

▽松倉委員 29年度の実績は。

▼農林水産課長 農林水産業関係は、漁業で1件、農業で1件、補助額は約120万円となっている。

▼商工観光課長 商工系では29年度は実績がない。

▽松倉委員 今後、工夫して推進するような取組を考えては。

▼農林水産課長 農業者、漁業者から、いろいろな意見を聞きながら、今より改善できる点があれば、検討していく。

● 留萌南部観光連携協議会

▽松倉委員 昨年度の実績と30年度の事業内容は。

▼商工観光課長 29年度は3市町連携で映像PR事業を進めた。負担金は500万円。30年度は外国人招致や観光先進地の視察など、事務局の留萌市の提案を各町が協議し進めていく。

● 住宅リフォーム等補助金

▽小田委員 各補助事業の実績は。

▼建設課長 住宅リフォーム等

補助事業は36件で1180万円の補助。民間賃貸住宅等建設補助事業では4件で4200万円の補助。新築住宅建設支援補助事業では2件で260万円の補助実績となっている。

● 入学支援金

▽小田委員 30年度の要領要保護児童生徒に対し入学支援金の3月支給対応は。

▼総務学校課長 学校や1日入学を通じ保護者へ周知を図っており、支給可能だが、現状は今のところ申請はない。

● 国保財政調整基金の用途

▽佐藤議長 国保が30年度から運営主体が道に移管されるが、基金の扱いはどうなるのか。

▼町長 今後は国保税が収納不足となった場合に、北海道への納付金へ充てるほかに、町独自の健康事業にも使用が考えられる。

これからの使いみちについては、検討をしていきたい。

行政報告

平成30年第1回定例会では、町長より議会に対し3点について報告がありました。



町長 堀 約して町民の皆様にもお知らせします。

内容を要

①ふるさと納税制度を活用した「頑張れ増毛応援寄附」の状況

2月末までの状況は、件数で約4万1300件、金額で約5億4200万円の寄附申込みが全国から寄せられています。

12月末時点で、既に昨年度の年間寄附総額の5億570万円を超え、当町でふるさと納税の受付を開始してから過去最高の申込みとなっています。

平成26年度にふるさと納税の返礼品の拡充を始め、4年になります。全国のたくさんの方々に増毛町の豊かな食材が認められてきたのではないかと考えて

います。

今年度は、3月13日で年度受付を終了し、4月1日から新年度の受付を開始する予定です。

新年度からは、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、寄せられた寄附金の有効活用を図り、また、昨今問題視されている返礼品の調達割合も、総務省通知に基づき3割以内とし、良識ある対応をとりながら、全国の皆様から応援していただけるまちづくりに取り組んでいきます。

②国の「地方創生拠点整備交付金事業」による「増毛駅再生拠点整備事業」について

廃線となった駅舎を増築し、地域ブランドの発信拠点として活用する、全国でも例を見ない取組ですが、今月末には周辺整備も含め工事が完了し、春からお披露目の予定です。

駅のプラットフォームには、著名な彫刻家・五十嵐威暢先生の制作による、鉄道記憶を刻んだ彫刻作品も設置されるので、駅舎周辺が訪れた人々の憩いの場

になることを願っています。

また、4月15日には「駅・ステーション」に出演した女優の倍賞千恵子さんの講演会を実施します。駅舎再生のスタートにふさわしい事業ですので、たくさんの方々に聴講していただきたいと思っています。

増毛駅周辺は、今後も長期的な展望に立った継続した整備を行い、イベントなどでの積極的な活用を図りながら、まちづくりの交流拠点にしていきたいと考えています。

③第7期介護保険事業計画に基づく、第1号被保険者の介護保険料について

平成12年度から始まりました介護保険制度は、27年度から29年度までの第6期計画での第1号被保険者保険料の基準月額額は5300円です。30年度からの3か年計画である第7期計画では、今定例会に予算、条例改正を提案していますが、基準月額

6291円であり、第6期計画と比較して、991円の増額と

なっています。

増額となる主な理由は、昨年10月末の65歳以上の人口1948人に対し、要介護・要支援者は、471人で、認定率が24.2%となっており、全道平均の19.5%より高いことにあります。

65歳以上の実に4人に1人が、要介護・要支援の認定を受け、介護サービスを利用していることによる給付費の増加が、保険料に影響しています。

この認定率を抑えるためには、町民の健康寿命の延伸を図ることが重要であり、適度な運動習慣や糖分・塩分を控えたバランスの良い食事に加え、お酒・たばこ等を控えた生活習慣の改善など、町民の健康づくり事業に、町を挙げて取り組まなければならないと考えていますので、町民の皆様のご理解をお願いします。

一般質問 **ズバリ** 町政のここが聞きたい！！



今回の第1回定例会の一般質問は、本会議2日目の15日に行われ、5名の議員が11項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年4回の定例会で一般質問をすることができます。

(参考：全国町村議会議長会議員必携より)

度分も残りわずかと。12月議会で滞納額をどのよう整理していくのか質問した。12月は納期の過ぎた一般税だけであったが、国保税を含めた滞納繰越額分も年度末となるので、前年度と比較し、どのようになるのか。また、今後の滞納繰越額の取り組み方は。

○町長

30年度に繰り越す滞納税額の予定は、あくまで現調定額から予想される徴収率を掛けて積算



○西山議員

平成29年度分の町税は、国保税が2月末で納期限が過ぎ、過年

西山議員①

町税外滞納税の状況と対策について

- Q 滞納繰越額整理の取り組み方は
- A 役場全体で滞納整理に努めたい

した数字だが、一般税は390万円ほど、国民健康保険税では約350万円が繰り越されると見込んでいる。

また、現年分と滞納繰越分を合わせた金額は、一般税は約1480万円、国保税は1540万円ほどになる見込みで、前年と比較すると、一般税と国保税ともに減少すると見込んでいる。不納欠損処理の現時点で見込み額は、一般税は173万8千円で、国保税は230万6千円を予定している。

処理理由の内訳は、生活保護の受給などに伴う生活困窮によるものが約190万円と最も多く、無財産等が155万円、居所不明が81万円、時効によるものは約5万円となっている。

不納欠損処理額の前年との比較では、一般税は約95万円減少するが、国保税は168万円ほど増える見込みである。なお、これらは時効完成の防止のための措置を行いながら、時効の中断に努めており、法の下で適切に処理していると考えている。

滞納整理の取組状況は、日常業務として、電話による催促や戸別訪問、戸別徴収、事業所訪問、納税相談などを繰り返し行っており、徴収対策本部を設けるなど、収納体制の強化も図っている。

また、滞納処分としては、税務課で12件約102万円の預金を差し押えたのを始め、給与差押えが1件約5万円、自動車税の還付金差押え4件約8万5千円を実行し、徴収率の向上に努めている。

税以外の滞納整理は、町営住宅料は条例により明渡し請求ができるが、戸別訪問などの地道な努力が成果につながっており、結果として収納状況は良い方向に向かっている。

税や税外収入は、町民等から預かった大切な財産であり、公平性の観点から、滞納は極力防がなければならず、これからも引き続き役場全体で誠心誠意、緊張感を持って一層の滞納整理に努めていきたい。

○西山議員

留萌管内の徴収率では、最近では当町が2番目に低い。これは現年度ではなく、滞納繰越分が原因だと思うが、この処理を何とかできないものか。何らかの形で減免するなど、方法を取れないものか。

○町長

現年中の調定額の減額ということだが、できるのかどうか調査研究したい。

西山議員②

稲作農業者対策について

Q 米の地産地消の取組は

A 新たに収穫祭を開催する

○西山議員

当町も農業基盤整備事業が各地区ごとに進められており、この事業が完了するまでにはまだ数年掛かるが、事業の完了した田から生産される米が1年ごとに増えてくることになり、上育471号の開発によって、更に

生産収量増が想定され、せっかく米を作っても販売することができない農業者が出ることも考えられる。今から、事業完了後の対策をどのようにしていくのか、考えておく必要があると思う。

最近、ふるさと納税の返礼品として米が増えており、増毛産米を入れて送ったことによる結果が現れてきたと思っている。

米生産の先進地では、これからの自由販売を想定し、インターネットによって、生産量の約7割を販売している農家があるとのことであり、当町も生産者自ら販売する積極的な取組を指導していく必要があると思う。

また、米の地産地消対策として、生産者と消費者の直接販売に取り組んでいく必要があると考える。

執行方針で消費販路拡大を図るとあるが、具体的にどのようなものか。

○町長

平成29年の増毛産米の生産状況は、農協取扱いで約1万1千

トン、道内総生産量に対してわずか0・4%の生産量であるが近年、道産米に対する評価が全国的に高まって、販売価格も高く推移しており、南るもい産米も良食味米として高い評価を受けている。また、昨年11月に開催された「ゆめぴりかコンテスト2017」では、留萌管内産米が見事最高金賞に選ばれ、道内でも生産量は多くないが、おいしい米の産地として認知されてきている。

当町では、増毛産米の消費・販路の拡大をさらに進めるために、秋に新米試食会を開催し、町民の米の地産地消への関心が伺えた。今年も新米試食会を継続するほか、新たな取組として増毛産米のおいしさと地元食材を生かした「収穫祭」の開催を予定しており、継続する取組みとして、ふるさと納税での返礼品や300グラムのキャンペーン米1万袋を用意する。

また、南るもい農協と連携し、本州の百貨店での販売継続、果樹の販売PRの各種イベントへ

の出展時にも米のPRを行う取組など、あらゆる場で増毛産米の消費と販路拡大を進めていく。

○西山議員

町民が、直接増毛産米を買って食べるような対策をしていく必要があると思う。

町として、少しでも地元の米を地元で消費するような取組をしてはどうか。

○町長

新米試食会を3回開催しており、昨年は300人の町民に来ていただいた。そこでのアンケートでは、9割以上の方が道産米を食べており、南るもい産米は購入できるが、増毛産米は購入できないということだった。そのことを南るもい農協にも確認しながら、進めていきたいと思っている。

留萌管内の米は、非常においしく、その中でも当町の米が一番おいしいということだ、これからは全く心配ないと聞いている。今後とも当町のおいしい米を町民に、また町外にもPRしていく。

西山議員③

公約の実施状況について

Q 目標に対する自己評価は何%か

A 公約達成率は80%ぐらい

○西山議員

町長は立候補にあたり、少子高齢化対策と地場産業振興対策を柱に、町づくりの目標を設定し、11点を掲げていた。

その中で自治会活動の応援として、地域担当者制度、ふるさと応援隊の導入。もう一つに町職員を生かす役場づくりとして、町民サービスに徹し、財政を考慮しながら積極的に施策を提案して町民から信頼される職員、役場づくりをするがあった。残念ながら、この2点は、まだ十分に実施されているようには思えない。具体的にどのようなことを実施してきたのか。また、これまで実施してきたことを含めて、目標に対する自己評価は

何%と思っているのか。

○町長

地域担当者制度は、町内の連合自治会単位で職員を配置し、地域の実情・課題要望を把握すること、必要な情報を提供することなどを考えるが、12月の自治会長会議で示したい。

町職員を生かす役場づくりでは、気配りと思いやりで町民サービスを進める職員、財政状況を勘案し積極的に施策を提案する職員、町のセールスマンとなる職員、町民から親しまれる職員づくりを目指している。

町内で開催されるイベントや町民の集まるところに出かけ、また趣味の団体に加入し、コミュニケーションを図ってほしいと言っている。

訓示や課長等会議でメッセージを発信しており、変わってきていると感じている。

最後に、この3年間で公約の達成率は、80%ぐらいと考えている。

○西山議員

この2点を進めるためには、

一人で頑張っても無理だと思う。やはり職員に協力してもらわなければならぬ。そのためには、徹底して周知する必要がある。特に、ずっと自ら行っている町長の姿を職員が見習わなければならぬと思う。この1年で結果がどうなるか分からないが、少なくとも4年間でやるべきことはやらなくてはならない。

交流人口の拡大のための移住者対策だが、今、当町に空き家がたくさんある。一人暮らしの人が多くなると、結果的に都会に出て行く。郡部にいると買い物ができない、店もない状況から、より便利な市街地に転居するために、空き家を活用してはどうか。まだ約1年あり、積極的にやってはどうか。

○町長

難しい公約が高齢者の寄り合い住宅で、これは高齢者が安心できる町づくりの中で提案したもので、地域の中で2人以上の要望があれば進めたいと思っているが、行政から強制的にはできない。地域から市街地区に、

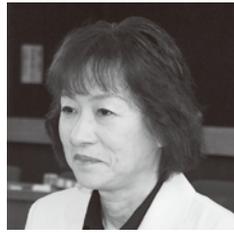
冬にでもそういう方がいたら、町では進めようと思っっている。まだ1年少しあるので、全力投球で進めたい。

大井議員①

教育にかかる費用負担軽減等の取組について

Q 制服リユースに取り組んでは

A 保護者の意見や動向を探り協議したい



○大井議員

当町では、保護者負担軽減の取組として、平成28年度より中学校

新入生へかばんや指定ジャージの贈呈、以前より小学校入学児童へランドセルの贈呈や高校通学費の援助、また、就学援助が必要な世帯へ学用品、給食費、修学旅行費等の援助を行っている。さらに、今年度より幼稚園使用料と保育所保育料の完全無償化が実施される。

さらなる教育費負担軽減のため、最近、他市町村で広がってきた制服リユース(不要になった制服等を譲り合い、再利用)を当町でも取り組んではどうか。

中学校入学時、必要な制服代だけでも5万円くらい掛かる。少子化によって、1世帯の子どもの数は1人から2人が多数を占めており、兄弟でお下がりがある場合を除いて、3年間でその制服は着ないことになる。さらに中学生は著しく成長する時期で、身長が1年間で10センチ以上伸びるなど、入学時に少し大きめの制服を用意しても成長に追いつかず、制服を直しに出しても限度があり、新たに買うことになる。そのような状況を少しでもくみ取り、保護者負担軽減になるように教育委員会が窓口となり、中学校やPTAと連携を取りながら、制服リユースに取り組むべきだと思いが。

○教育長

当町の教育費用負担軽減の取組は、教育行政執行方針の中で申し述べたとおり、多岐にわ

たつて施策を実施している。その中でも、中学生には入学時にかばん、ジャージ、柔道着などの公費負担を行っており、また、通年では教材費、給食費、中体連費用の助成など、大変充実した保護者負担の軽減が図られていると考えている。

制服リユースは、物を大切にすることと経費の節減には大変良いことだと思いが、取組の方法に関しては各家庭、関係者などに様々な考え、意見があると思われ、今後、学校やPTAなどを通して、保護者の意見や動向を探り、一般的な施策としての要否や、どのような取り組み方が良いのかなど、協議を進めたいと考えている。

○大井議員

友人や部活等、様々なつながりで譲り合いをしている方はいらと思うが、なかなかしにくい、できにくいという方々の気持ちに大事にくんで、スムーズな取組を協議して欲しい。

また、指定ジャージのネームも刺繍ではなく取り外しができ

るアイロン付け、縫い付けにするなど、負担軽減に向けて小さなことでも保護者や教育委員会と一緒に考えてはどうか。

○教育長

現在、様々な負担軽減策を行っているが、保護者も自ら負担軽減を考え、工夫して行動するところ、教育につながることはではないかと思っっている。子どもは親の姿を見て育つ。是非、親も自らそういう考えを持ち、工夫しながら生活し、子どもに見本を見せるという方向で考えているので、この辺の考えもPTAや保護者に伝えながら、協議したいと思いが。

○大井議員

今年度より留萌高校と千望高校が統合され、新しい制服となる。今まで留萌高校は、中学校の制服のままで良かったが、新制服に対してサポートする考えはあるか。

○教育長

高校生の教育に関しては、基本的に自治体の教育委員会管轄ではないが、高校通学費の助成

を町の施策として進めているので、将来的に可能かどうか分からないが、頭の中には入れておきたいと思っている。

大井議員② 健康づくり等の推進について

Q 13歳未満の予防接種に取り組むべき
A 実施できる体制が整わず難しい

○大井議員
(1)健康寿命延伸人材育成事業による「ら・さんて」が開設される。多くの町民が利用している。町の健康課題が、この取組によって、どのくらい成果を上げているのか。

(2)インフルエンザ予防接種は、満13歳以上の町民を対象に年4回健康一番館（保健センター）で、それ以降は中学3年生以上を対象に市街診療所で行っている。13歳未満の子どもは、2回接種しなければならないので、子育て支援策の一つとして、13

歳未満の接種に取り組むべきだと思う。また、集団生活では病気になることが多くあり、働いている保護者を応援して、子どもたちを少しでも病気から守るために、取組を考えるべきだと思うが。

○町長

(1)健康寿命延伸人材育成事業は、生涯現役で働き続けられる町を実現するための事業で、平成29年2月より開始し、1年を経過した。この間、町民にはヨガ等の運動教室への参加や「ら・さんて」の利用など、町民一人一人が自分の体に向き合い、楽しく健康づくりに励んでいただいていると思っている。

成果を測る一つの指標として、29年4月から30年2月まで11か月の延べ利用者は「ら・さんて」が5101人、運動教室は3634人で、当初見込みの目標値を大きく上回っている。自らの健康は自ら守るという気持ちと力が町民に伝わっていると強く信じて事業を実施し、その成果はあったと手応えを感じて

いるが、70代男性の利用者が少ないなどの課題があり、更なる利用者の拡大に向け、普及活動などへの協力をお願いする。

(2)インフルエンザ予防接種は、予防接種法に定められた定期接種の対象者が65歳以上で、市街診療所の混雑を避けるために保健センターにおいて、任意接種を希望する町民と併せて集団接種を北海道結核予防会に委託して実施しているが、診察等に伴う小児科医がいないため、予防接種を実施している最中に、副反応などがあつた場合、小児科医との連携がなく、対処できないことから、13歳未満には接種できないとのことであり、他に対応可能な医療機関もないと思われる。

13歳未満の子どもに対して、インフルエンザ予防接種を地元ですてほしいという話を聞いているが、現状では実施できる体制が整わないため、非常に難しい状況である。

市街診療所においては、集団接種で接種できなかった方の

フォローを目的とし、医師1名の体制で、毎日の外来や入院患者の診察のほか、月2回の雄冬診療と介護施設の訪問診療、明和園嘱託医として週1回の訪問診療、学校医として学校健診や新入学健診に加え、法で定められた子どもの定期予防接種9種類を年間36回実施しており、今後増える状況である。その他、一般健診などの様々な業務を担っている状況下では、専門外の小児科領域の任意接種を実施することは、看護師も少ない中、かなり負担が増え、業務の見直しも検討しなければならない。

また、13歳未満のインフルエンザ予防接種は、成人が1回であるのに対して、2回に分けて接種が必要など、現在実施している予防接種等の日程調整だけでも厳しく、実現に向けては難しい状況である。

○大井議員

「ら・さんて」の事業は続けていくのか。

○町長

健康づくり事業は、一朝一夕

では成果が出ないと思っ
ているので、長い目で進
めて行きたい。

○大井議員

北海道健康マイレージポ
イントカードが、3月で終
了するが、継続の考えはあ
るか。

○町長

道と協議して、続けてい
けるものであれば続けたい。

○大井議員

ポイントのシールを6枚貼
ると、ホテルの入浴券がサ
ービスで1枚もらえるが、
商工会の商品券との2通
りにして、どちらかを町
民が選ぶようにできない
か。

○町長

検討してみる価値は、あ
ると思う。



大井議員③
ごみを減らす対策
等について

Q 生ごみ処理機購入に補助できないか

A 他町村の事例を参考に調査研究したい

○大井議員
当町では「食品ロスを減ら
しましょう」を合言葉に、徐
々にはあるが、浸透してき
ていない。ごみを出さない
こと、食べ物を粗末にしま
ないこと、ごみの減量につ
ながっていくこと、生ごみ
を出さずに生活することは
、非常に難しいことだが
、再利用、再資源化するこ
とは可能だと思う。昨年、
視察に行った徳島県の上
勝町をはじめとして、生
ごみ処理機購入時に補助
する取組が年々増加してい
る。用途によって、種類
や価格の違いはあるが、
当町は高齢化率約43%と
高齢者の割合が高く、こ
れからますますごみ出し
が厳しい状況になってく
ると思う。

生ごみ処理機購入を推進し、
購入の補助をすることで、
ごみの減量化につながり、
衛生面でも大変良いこと
ではないか。

また、当町は1年を通じ、
大きなイベントが開催さ
れる。料理を盛り付ける皿
、コップ、スプーン、箸
などを貸し出すことによ
って、再利用できる。主
催者だけでなく、出店者
や来場者の方々に、ごみ
減量への協力を呼びかけ
ていくのはどうか。最初
は、なかなか理解しづら
いだろうが、当町のごみ
を出さない取組を分かっ
てくれるのではないかと
思う。これからは、この
ような取組を真剣に考え
ていかなければならない
と思う。

○町長

昨年12月から、宴会等
の食べ残しを少しでも減
らし、ごみ減量化の取組
を希望する飲食店に、
持帰り用の容器を提供し
て、食品ロスの取組を行
っている。

また、生ごみを処理する
ためのコンポスト購入の
助成事業も行っており、
各家庭から出る生ごみの
処理は、これらを利用

して減量が図られている
と思われる。生ごみ処理
施設への年間搬入量は、
事業系も含め平成30年
2月末で、留萌市は15
97トン、小平町は207
トン、当町は158トン
となっており、コンポ
ストを利用した生ごみ減
量化の成果が現れている
と考えている。なお、コ
ンポストは屋外に設置
するため、敷地を必要と
するが、生ごみ処理機は
室内に置いて処理できる
などの利点もある。な
お、他町村の導入事例も
参考に調査研究したいと
考えている。

また、不特定多数の客が
出入りするイベント会場
では、調理場所の機材類
をはじめ、調理に携わる
者などの衛生管理に保
健所の指導を受け、食中
毒等の事故がないよう注
意している。特に、食事
や飲料を提供する容器
は、その保管を含め使
い捨て容器であること
が指導上定着しており、
箸、スプーン類など、
直接口に入れるものは、
今後とも使い捨て容器
での対応が適切である
と考えている。

○大井議員

来場者が多い場合は、いきなり取組をと言っても、すぐにできることではないと思うが、試食会や収穫祭、成人式、敬老会などであれば、文化センターの調理室で洗うことも可能であり、身近なところから少しずつ、やっていくべきではないか。

○町長

できるところから、始めていただければと思っている。

松倉議員

設立3年目を迎える「増毛町生きがい活動事業団」について

- Q 今後の事業団との関わり方は
A 活躍する機会を増やしていきたい

○松倉議員



目指す当町にとって、「増毛町

町民が生きがいを持って暮らしていくことができるまちづくりを

生きがい活動事業団」の取組は、

地域福祉の充実を図る上でも、社会参加という観点からも、とても重要だと考えており、当町でも平成28年に事業団を設立し、4月で3年目を迎えるが、その現状と今後について、
(1) 町が事業団へ発注している業務内容と金額は。
(2) 町として今後の関わり方は。

○町長

(1) 28年度では、国道で暑寒町1丁目区間の花壇の花植え整備と道道増毛港線で畠中町1丁目区間の植樹帯への花植え整備等の合わせて158万5千円、旧増毛小学校校舎内の清掃と草刈り、旧舎熊及び阿分小学校の草刈りで38万4千円、総計196万9千円である。

29年度は、国道と道道の花壇の花植え整備で191万6千円、空き校舎3校に加え、旧増毛駅周辺や海浜キャンプ場、町民グランドなどの公共施設の草刈り等8か所の合計で65万3千円、ふるさと納税返礼のための墓所清掃3千円、総計257万2千

円である。

(2) 公約の一つに「女性や高齢者が活躍できる事業団の設立」があり、それに呼応する形で、28年4月に社会福祉協議会内に事務局を置き、事業団がスタートした。現在、会員数は48名、町内に居住し、原則60歳以上の男性や女性及び障がいのある方などで、就労していないことを会員の条件としているので、事業規模を一気に拡大することは難しい状況ではあるが、町としても、今後、活躍する機会を増やしていければと考えている。

また、30年度では、町からの委託事業のほか、庭の掃除や草取り、買い物支援、照明の取替えなど、高齢者の日常生活に対する支援を含めた新たな活動を協議する検討委員会設置の準備を進めていると聞いているので、これからの事業団の活動に更なる期待をしている。

○松倉議員

町としては、具体的にどのような形で期待をしているのか。

○町長

社会福祉協議会で実施している事業は、有償ボランティア的な事業が非常に多いが、全般的に人手不足が叫ばれている中で、民間の事業にも、この事業団を活用できないかということも含めて、将来やっていたきたいと考えている。

○松倉議員

有償ボランティア的な要素は、もちろんあると思うが、有償ボランティア以外の仕事を受けているようには聞いているか。

○町長

民間のいろいろな仕事があるフルタイムではなくて、週2回か3回、それから1日当たり3時間か4時間、そういう仕事がないかと期待している。

○松倉議員

当町が生きがいを持って暮らしていくことができるまちづくり、参加される方々が社会と孤立しない、社会参加を勧める上で、あくまで負担にならない程度に思っているが、今のところメニューも少なく、まだ、ニーズの掘り起こしもできていな



○小田議員

小田議員①

認定こども園について

- Q 園児の送迎体制はどのようになるか
A 認定区分に関係なくバスを利用できる

平成31年4月から認定こども園が開園する予定となった。

いのではないかと。3年目なので、もう少し進化したスタイルでチャレンジしてみたいと思うので、運営委員長やコーディネーターとミーティングする場を設けてはどうか。

○町長

明日、事業団の29年度の反省会があるので出席し、いろいろな話をしていきたい。

時間が掛かるのではないかと、思うが、非常に期待しており、同じ思いだと思う。

今年1月の議員全員協議会で、認定こども園の説明を受け、いくつか懸念を持った。

(1)定員が101人と示されたが、出生数から見込まれる入園者数の見直し、定員超過の恐れはないか。

(2)従来、幼稚園には送迎がなく、送迎のニーズから郡部の保護者が保育所を希望する例もあった。3歳以上の教育を希望する「1号認定」の子どもの送迎体制が、どのようになるか。

(3)1号認定の子どもの預かり保育は、13時〜16時30分となっているが、朝7時30分〜8時30分の部分にも、預かり保育を設定する考えはないか。

(4)幼稚園教諭と保育士の両方の免許をもつ人材を確保できるのか。近年、正職員の保育士を確保してきたが、今後の見直しはどうなるか。また、直接指導や保育にあたる職員は、全員有資格者にすべきではないか。

(5)保育所は、13年度より「障がい児保育実施要綱」を定め、受入れを図ってきた。幼稚園では、

そのような規定はないと思うが、実際には希望に応じてヘルパーなどを確保して、受け入れていたと思う。

今後、認定こども園に移行した際に、受入れをどのように図っていくのか。障がい児保育実施要綱に相当する規則を作るべきだと思うが。

また、近年「医療的ケア児」支援の必要性も言われるが、看護師の確保など柔軟に必要な対応をしてはどうか。

○町長

(1)全員協議会の資料では、定員101人となっていたが、保育教諭数と保育スペースを考慮した場合の目安の最大値である。現時点では、子ども・子育て支援事業計画で、出生数等を検討し、教育・保育の必要量を見込んで、こども園の定員は74人と考えている。

今後、教育・保育の必要量に変更が生じた場合は、この計画を変更すると共に、こども園の定員も変更する。

(2)認定区分に関係なく、現在の

保育所幼児の運行利用と同様に、こども園の幼児は送迎バスの利用が可能となる。

登園は小中学校の通学バスと併用して運行し、降園は、現在の保育所と同様に16時30分発のバスを運行する。

なお、1号認定の13時の降園の運行は、利用希望等の調査を行って検討する。

(3)1号認定は、保育を必要としない子どもなので、早朝の預かり保育を実施する考えはない。

(4)制度上、担任は幼稚園教諭と保育士の両方の資格が必要とされているが、担任を補助する者の要件はない。

現在、予定している保育教諭等は、正職員が6名で両方の免許がある。

また、臨時職員は、3名が両方の免許を所有し、6名は保育士のみ、1名は幼稚園教諭のみ、4名は無資格となっているので、主となる保育教諭9名は幼稚園教諭と保育士の資格を有している。

(5)こども園に移行しても、保育



マシーのはてなワード 「〇号認定」
の子どもって何？

平成 27 年 4 月から始まった子ども・子育て支援新制度では、町から支給認定を受ける必要があります。年齢や教育を希望するのか、保育が必要なのかで認定が分かれ、利用先や利用区分が異なります。

認定区分	対象となる子ども	利用区分	教育・保育区分	利用先
1号認定	満3歳以上で、主に教育を希望する場合	教育標準時間	教育認定	幼稚園 こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病などにより、 保育を必要 とする場合	保育標準時間 保育短時間	保育認定	保育所(園) こども園
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病などにより、 保育を必要 とする場合	保育標準時間 保育短時間		

所と同様に障がい児保育実施要綱に則り、対応を検討する。
また、「医療的ケア児の支援」は、現段階でこども園開設時に実施の計画はないが、今後、利用児の動向や人員確保等を含め、検討が必要と考えている。
○小田議員
定員は74名で、超過の恐れはないか。
○町長
定員超過はないと思っ

○小田議員
朝の預かり保育はしないとのことだが、様々な事情で突発的に預かって欲しいということも出ると思う。2号・3号認定の子どもたちと朝のスタートは同じく考えられないか。
○町長
1号認定の預かり保育は、原則必要ないと判断している。しかし、病気等、特別な事情があれば、預かり保育をしなければならぬと思っ
○小田議員
4名の方が無資格で働いているとのことだが、認定こども園になつても、継続して勤めるのか。
○町長
この4名の方は、送迎について、あくまで助手である。有資格、無資格関係なく、今後働いてもらう。
○小田議員
障がいを持つ子どもたちの受入れは、要項や規則を検討するということだったが。
○町長
今までの保育所でも、受け入

れているので、同様に受け入れていきたいと思っ
○小田議員
医療的ケア児は、今後検討することのことだが、事前に決めておくべきものではないか。必要なきにすぐに取り組めるように、整備するべきではないか。
○町長
看護師や場所の確保、課題が多いのが実情である。必要だとは思っているが、実施は非常に困難だと思っ
○小田議員
医療的ケア児は、生まれてから疾病や障がいを持って、そういう取組や対応が必要だ。看護師や理学療法士・作業療法士などの専門職員を配置することになつているが、積極的に補助も活用しながら、せめて検討してはどうか。
○町長
利用児の動向や人員確保を含め、検討が必要と考えているが、難しいとは思っ

○小田議員
第7期介護保険事業計画における介護保険料の改定案が示された。当町は介護保険料に基金がなく、介護保険料は管内一高い状況となつており、危機感を感じる。
(1) 認定率が高いという話は聞いているが、他の町と比べて2号被保険者など若い人の認定が多いのか、後期高齢者が多くてやむを得ない部分があるのか、保険料を使いすぎてはいないか、突出して高いサービスはないかなど、様々な要因があると思うが、当町の保険料が今回高額となつた理由をどのように分析しているか。
(2) 介護保険財政の健全化には、

小田議員②
介護保険事業計画について

Q 介護保険料が高くなる理由は
A 介護認定者数が多く給付費が増加

やはり地道な予防が必要だと思
う。「ら・さんて」を拠点に健
康寿命延伸事業の取組と共に、
特定健診や特定保健指導に
よって、若い年代からの健康
作りを進めていくことも重要だ
と思う。この事業の現時点での
実施状況や成果は。

また、高齢者が家に閉じこ
もってれば、要介護状態に近
づき、趣味活動や地域の集まり
に活発に参加する人は元気で過
ごすことができるというのは周
知の事実だと思う。より多くの
住民が、健康づくり事業に参加
できる仕組みづくりが重要だと
思うが。

○町長

(1)平成28年11月末の調査時点
は、当町の40歳から65歳未満の
第2号被保険者に係る介護認定
者数は10人となっている。留萌
管内町村の平均認定者数は4・
86人であり、当町は管内平均の
2倍で一番多い認定者数である。
また、町内の65歳以上1985
人中の471人が要介護・要支
援認定で、認定率24・2%であ

り、実に4人に1人が認定を受
けている。

保険料が高くなった要因は、
訪問介護サービスの給付が全国
平均より高く、第1号被保険者
の保険料負担率が1%増の23%
になる外、年々認定者数が増加
傾向にあり、30年度からの介護
報酬の見直しにより、改定率が
プラス0・54%になったことな
どが挙げられる。さらに、当町
では現在、準備基金の保有が無
く、他の市町村と比較して、高
くならざるを得ない状況である。

(2)「ら・さんて」を拠点とした
事業では、運動の継続による高
血圧の低下が事業の参加者の
データから確認されており、当
初の目標の一つである健康寿命
の延伸が取組により図られてい
ると評価している。しかしなが
ら、事業参加者は計画より多く
なっているものの、運動習慣を
町民全体に普及させるという目
標は道半ばであり、また健診・
保健指導から運動が必要な町民
を掘り起こし、運動に繋げると
いう介護予防への活用は、まだ

十分ではないと評価している。

今後は役場内でも課、係を横
断した取組として実施したいと
考えているので、健康寿命延伸
事業の普及や特定健診の受診の
勧奨、保健指導への参加に対し、
様々な層への呼び掛けの協力を
お願いしたい。また、より多く
の方が参加できる健康づくり事
業は、運動や減塩、野菜を多く
食べるといった介護予防に結び
つく事業として計画したいと考
えている。

○小田議員

介護保険制度の本来の趣旨は、
自立支援であり、本来、自分で
できることや家族ができること
も、このサービスを利用しすぎ
ているのではとの思いがあり、
利用者やケアマネジャーにも、
この点を再考してもらおう必要が
あるのではないかと考える。

介護保険料が高額となってい
る今、町民一人一人に介護保険
料として跳ね返ってくることな
ので、そのことを理解してもら
い、特に訪問介護サービスは適
正な利用を積極的に周知するべ

きと思う。併せて、次期介護保
険事業計画の取組もしていくべ
きと思うが。

○町長

来週、町民説明会を計画して
いる。これ以上高くなると生活
に支障が出ると思うので、でき
る限り介護認定を受けない体づ
くりを積極的に進めたいと思
っている。

○小田議員

予防の取組を身近な自治会単
位などで定期的に行える仕組み
づくりを後押しできないか。

ゆうゆうマーシーやボラン
ティア活動、運動指導時の地域
通貨、商工会のポイントを用い
た取組など、良い動機付けにな
り、人が集まっている。運動習
慣なども動機付けを考えながら
予防に取り組んでいけないか。

○町長

ポイント制等も考え、どんな
横出しサービスがあるのかを福
祉厚生課等に指示している。

また、健康のまち宣言、町民
健康体操なども考えながら、町
民全体で健康づくりを進めてい

けるまちづくりを目指したい。

小田議員③ 低床バス導入助成 について

Q 低床バスの購入に助成しては
A バス会社による導入を要請したい

○小田議員

何度か「足の確保」について質問してきたが、路線バスがいかに乗りやすくなるかが、介護認定率にも影響してくるのではないかと思う。

今まで「バス停のステップ整備」なども提案してきたが、難しいことが見えてきた。

低床バス購入へ助成し、一定の時間帯を決めて当町への運行が確保されると介護保険を使わなくてもよい方が出て、保険給付費の削減につながるのではないか。

○町長

一昨年、JR留萌線の増毛・

留萌間が廃止され、交通移動手

段が路線バスのみとなり、自家用車を持たない高齢者の方々にとってはバスを利用するか、あるいはタクシーの利用に限られてしまう。

バス乗降の不便さを解消できるように、バス停の段差解消のためのステップ整備は、引き続きバス会社へ要望していきたい。

また、バス会社は低床バス5

台を保有し、留萌市内線と別路線を運行しているようだが、留萌・大別荘間は1日往復18便の運行であり、留萌市内線にも相当数の便数が運行している状況であり、限られた台数での運行並びに配車や車両整備等の関係で、固定化したダイヤでの運行は難しいと聞いている。増毛路線のみが、時間帯を決めての低床バス運行は難しいと考えるので、バス会社に対しては引き続き、自社による低床バスの導入を要請していきたいと考えており、低床バス購入に対しての助成は考えていない。

○小田議員

既存のタクシー会社など民間

業者に対し、デマンド交通に取り組んでもらえるような仕組みを検討できないか。

○町長

移送サービスが保険給付費を押し上げているという話も聞くので、横出しのサービスやデマンドも含めた中で、研究していきたいかなければならないと思っている。

○小田議員

バス通院で、バスの乗降がいつまでできるか不安を抱える方もいる。足の確保は、多様な提案の効果や実現可能なことを煮詰めていく話し合いの場を定期的に持ち、どういう形で足を確保していくのか、早い時期に方向性を示すべきでは。

○町長

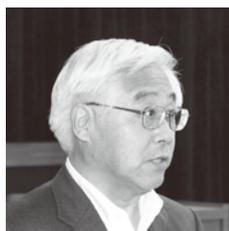
それだけの話し合いの場合は、持つ予定はないが、町のほうで外出支援はどういう形が良いのか、検討して案を示し、民生委員協議会や社会福祉協議会などの団体の中で、話し合ってもらいたいと思っている。

酒井議員

臨時職員の処遇について

Q 会計年度任用職員制度導入の経緯は
A 各地方自治体の取扱を統一するため

○酒井議員



昨年12月議会定例会で、臨時職員の賃金等は2年後に今までと全く違った給与体系になるので、大幅に上がる可能性もあり、今後も賃金体系を検討していくと答弁があった。

また、今年2月の議会合同常任委員会でも、臨時職員の賃金等を見直し、新年度に月額者の賃金と年末報償金のいずれも大幅な改訂を行うとのことであった。

これにより、当面は臨時職員の待遇が改善されることになると思われるが、2年後には「会計年度任用制度」が導入される

ことになる。

(1)この制度が導入されることになった経緯は。また、実際の施行年月日はいつなのか、今までと全く違う給与体系とはどの様に変わるのか、該当するのは全員か一部なのか。

(2)平成24年8月に改正労働契約法が公布され、翌年4月1日に施行された。これは、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えるときは、労働者の申し込みで、期間の定めのない労働契約に転換できる。この改正法が施行されて、今月末で5年になるが、この規定が当町の臨時職員にも該当するのか。

○町長

(1)会計年度任用職員制度の導入経緯は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が29年5月に公布され、「一般職の会計年度任用職員制度を創設することで、地方自治体によって違いが生じていた任用・服務規律等を統一的な取扱いとして定め、今後の制度的な基盤を構築することにより、特別職非常勤

職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るもの」となっている。

施行年月日は2年後の32年1月1日で、給与体系はこれから調査・検討することとなるが、新地方公務員法に規定されているとおり、職務給の原則、均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度、地域の実情等を踏まえ適切に決定しなければならぬと考えている。

当町の臨時職員がどのような任用根拠・勤務実態で任用されているのかを調査して、会計年度任用職員に該当する者なのか、しない者なのか、現状を把握した後に、検討しなければならぬと考えている。

(2)労働契約法の「無期労働契約への転換」が可能となる規定は、同法第22条の適用除外規定で、地方公務員には適用がない旨を明記しており、臨時職員も適用されないことになる。

○酒井議員

臨時職員の今までの制度では、

任用期間は6か月で、さらに6か月を超えない範囲だと思おう。この新しい会計年度任用職員に移行になると、その概念はなくなるのか。更新にあたっての期限は、どのようになるのか。

○町長

6か月ごとで雇用してきたが、1年になると思う。6か月で切めることは最近はなく、今後も今の形で雇用していく。

○酒井議員

正職員は、現在60歳で定年であるが、いずれは65歳まで延長が示されている。その間、当町では希望により再任用の制度がある。臨時職員には明確な定年規定は無いと思うが、以前はおおよその目安もあったと思う。現在若しくは2年後以降は、どのような扱いになるか。

○町長

臨時職員の定年は、65歳をめどに考えて良いと思うが、保育所では臨時職員やパート職員ですでに65歳を超えた職員もいる。できる限り働いてほしいと思うが、これから検討する。

○酒井議員

臨時職員の給料体系も調査検討することだったが、今までのように勤務年数で一定の割合で加算なのか、若しくは給料表を作って年数を適用していくか、全く新たなものになるのか。

○町長

給与体系は、臨時職員と正職員の割合も踏まえ、他の自治体の動向を見ながら進めていく。

○酒井議員

12月議会で町長は、臨時職員を月給から月給に基本的に移すとのことだった。勤務日の少ない1月や2月、5月を想定してのことだと思いが、実際に全員が月給制に移行したのか。

○副町長

原則的には、日給月給の者を月給にした。時間単価で雇用しているパート等は、以前と同様の形態になっている。

○酒井議員

看護師・栄養士・保育士など資格を有する臨時の方は、加算した金額を支払うことに変えたと伺った。有資格者が集まらな

議会のうごき

2 月

- 1日 市町村議会議長と市町村長との意見交換会（苫前町）
- 5日 議会だより152号発行
- 20日 総務文教・産業厚生合同常任委員会
- 27日 留萌管内町村議会議長会臨時総会（羽幌町）

3 月

- 5日 議会運営委員会
- 6日 全員協議会
平成30年第1回定例会（初日）
平成30年度各会計予算等審査特別委員会
- 15日 平成30年第1回定例会（第2日）
平成30年度各会計予算等審査特別委員会
- 16日 平成30年度各会計予算等審査特別委員会
平成30年第1回定例会（第3日）
全員協議会

4 月

- 13日 議会広報特別委員会（第1回）
- 18日 議会広報特別委員会（第2回）

い状況になり、必要な措置
だったと思っではいるが、一般
の事務の方が、置いていかれた
ような感じになっていないか。
該当にならない一般の事務の方
たちの話は、全くないものか。
○町長
明和園の介護員募集にあたり、
賃金を上げたことで、介護員と

臨時職員との差が出てきたこと
もあり、今回の見直しを行った
という状況がある。

編集後記

テルミヌスに願いを！

トロッコが汽笛を鳴らし、子
ども達の笑顔が溢れた。

平成30年4月22日、横一列に
並んだ100人が約60メートル
のロングリボンをカットした増
毛駅舎リニューアルの門出。

その様子は各メディア（全国
放送など）でも取り上げられ、今
も注目されていると肌で感じた。
今後、その中央に立つモニユ
メント（五十嵐威暢さんデザイ
ンによる作品「テルミヌスの願
い」）が当町の玄関口、また地
域の交流拠点施設として多くの
方を迎えるシンボルとなって欲
しい。

4月15日には「増毛は忘れら
れないマチ」と倍賞千恵子さん
が当時を振り返り、その思い出
話と歌声に和やかなひと時を過
ごした。

様々な想いを抱き増毛町の新
年度が幕を開けた。

新年度の執行方針は、町長の
町づくりに対する姿勢が、より
具体的に示され、中でも幼児教
育・保育の完全無償化はその本
丸であると強く感じた。

3月議会は条例の制定や改廃、
町長の公約に触れた一般質問な
ど厚みのある議論が行なわれた。
中でも予算委員会の質疑は一部
抜粋ではあるが掲載させていた
だったので、30年度の方性の
指針として注目していただけた
らと思う。

議会広報特別委員会

- | | |
|------|--------|
| 委員長 | 松倉 清道 |
| 副委員長 | 酒井 倫明 |
| 委員 | 豊田 敏巳 |
| | 小田 緑 |
| | 大井 紀美恵 |
| | 土橋 文夫 |



増毛駅オープニングセレモニー

昨年10月着工の増毛駅舎の改修工事が完了し、交流拠点としての再出発を祝う、オープニングセレモニーが4月22日(日)に盛大に行われました。

当日は町内の各団体青年部からなる増毛町青年部協働隊がトロッコを走らせ、約100人が参加したロングテープカットも行われました。



ホームから駅舎までの60mのロングテープカットの様子。約100人が参加しました。



テープカットのあとの記念写真。マーシーくんも参加！



青年部協働隊が企画したトロッコ号